

議第30号

三島市水道事業審議会条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業審議会条例（昭和48年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市水道事業及び公共下水道事業審議会条例

第1条中「水道事業の」を「水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の」に、「三島市水道事業審議会」を「三島市水道事業及び公共下水道事業審議会」に改める。

第2条第1号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 下水道使用料、公共下水道事業に係る受益者負担金等に関すること。

第3条中「水道」の次に「又は公共下水道」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（三島市下水道使用料金等審議会条例の廃止）

2 三島市下水道使用料金等審議会条例（昭和57年三島市条例第29号）は、廃止する。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士